

教育委員会定例会日程

令和8年7月15日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長諸報告

4 報告

長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部
改正について （学校教育課）

5 主な行事・会議結果報告

6 次回定例会までの主な行事・会議予定

7 意見交換

8 閉会

【報告事項】

- ・長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する
規程の一部改正について

(学校教育課)

長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年長岡京市教育長訓令第1号）の一部を次のとおり改正する。

改正後										改正前																																	
(証人等としての出頭の届出)										(証人等としての出頭の届出)																																	
第8条 職員は、裁判員、証人、鑑定人、 <u>参 考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判 所、地方公共団体の議会その他の官公署 <u>へ出頭する</u> ときは、その旨を校長に届け 出なければならない。										第8条 職員は、裁判員、証人、鑑定人、 <u>参 考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他の官公署 <u>の呼出しに応じ る</u> ときは、その旨を校長に届け出なけれ ばならない。																																	
別表（第6条関係）										別表（第6条関係）																																	
1 【略】										1 【略】																																	
2 特別休暇の取扱い										2 特別休暇の取扱い																																	
<table><tr><th rowspan="2">範囲</th><th rowspan="2">左記の説明</th><th rowspan="2">承認を 与える 期間等</th><th colspan="2">手続</th><th colspan="2">出勤簿の 取扱い</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>申請書 等区分</th><th>承認 権者 等</th><th>日 割 欄</th><th>記録 欄</th></tr></table>										範囲	左記の説明	承認を 与える 期間等	手続		出勤簿の 取扱い		備考	申請書 等区分	承認 権者 等	日 割 欄	記録 欄	<table><tr><th rowspan="2">範囲</th><th rowspan="2">左記の説明</th><th rowspan="2">承認を 与える 期間等</th><th colspan="2">手続</th><th colspan="2">出勤簿の 取扱い</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>申請書 等区分</th><th>承認 権者 等</th><th>日 割 欄</th><th>記録 欄</th></tr></table>										範囲	左記の説明	承認を 与える 期間等	手続		出勤簿の 取扱い		備考	申請書 等区分	承認 権者 等	日 割 欄	記録 欄
範囲	左記の説明	承認を 与える 期間等	手続		出勤簿の 取扱い		備考																																				
			申請書 等区分	承認 権者 等	日 割 欄	記録 欄																																					
範囲	左記の説明	承認を 与える 期間等	手続		出勤簿の 取扱い		備考																																				
			申請書 等区分	承認 権者 等	日 割 欄	記録 欄																																					
【略】										【略】																																	
<table><tr><td rowspan="2">(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人、被 害者参 加人等 として 出頭 する場 合</td><td rowspan="2">国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 へ、法令により 裁判員、証人、鑑 定人、参考人、 被害者参加人 等として出頭 する場合であ る。裁判員と は、裁判所の参 加する刑事裁 判に関する法 律（平成16年 法律第63号） という裁判員 である。証人と は、裁判所等か ら過去において 経験した事実 について報告 を命じられ</td><td rowspan="2">その都 度必要 と認め る期間</td><td rowspan="2">病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）</td><td rowspan="2">校長 特 休</td><td rowspan="2">特 休</td><td rowspan="2">特 別 休 暇 （そ の他）</td></tr><tr></tr></table>										(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人、被 害者参 加人等 として 出頭 する場 合	国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 へ、法令により 裁判員、証人、鑑 定人、参考人、 被害者参加人 等として出頭 する場合であ る。裁判員と は、裁判所の参 加する刑事裁 判に関する法 律（平成16年 法律第63号） という裁判員 である。証人と は、裁判所等か ら過去において 経験した事実 について報告 を命じられ	その都 度必要 と認め る期間	病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）	校長 特 休	特 休	特 別 休 暇 （そ の他）	<table><tr><td rowspan="2">(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人等 として 官公署 の呼出 しに応 じる場 合</td><td rowspan="2">国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 から法令によ つて裁判員、証 人、鑑定人、参 考人等として 官公署の呼出 しに応じる場 合である。 応じる裁判員 とは、裁判所 の参加する 刑事裁判に 関する法律（平 成16年法律 第63号）にい う裁判員であ る。証人とは、 裁判所等から 過去において 経験した事実 について報告 を命じられた</td><td rowspan="2">その都 度必要 と認め る期間</td><td rowspan="2">病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）</td><td rowspan="2">校長 特 休</td><td rowspan="2">特 休</td><td rowspan="2">特 別 休 暇 （そ の他）</td></tr><tr></tr></table>										(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人等 として 官公署 の呼出 しに応 じる場 合	国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 から法令によ つて裁判員、証 人、鑑定人、参 考人等として 官公署の呼出 しに応じる場 合である。 応じる裁判員 とは、裁判所 の参加する 刑事裁判に 関する法律（平 成16年法律 第63号）にい う裁判員であ る。証人とは、 裁判所等から 過去において 経験した事実 について報告 を命じられた	その都 度必要 と認め る期間	病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）	校長 特 休	特 休	特 別 休 暇 （そ の他）										
(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人、被 害者参 加人等 として 出頭 する場 合	国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 へ、法令により 裁判員、証人、鑑 定人、参考人、 被害者参加人 等として出頭 する場合であ る。裁判員と は、裁判所の参 加する刑事裁 判に関する法 律（平成16年 法律第63号） という裁判員 である。証人と は、裁判所等か ら過去において 経験した事実 について報告 を命じられ	その都 度必要 と認め る期間	病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）	校長 特 休	特 休	特 別 休 暇 （そ の他）																																					
(5) 裁判 員、証 人、鑑 定人、 参 考 人等 として 官公署 の呼出 しに応 じる場 合	国会、裁判 所、地方公共 団体の議会等 から法令によ つて裁判員、証 人、鑑定人、参 考人等として 官公署の呼出 しに応じる場 合である。 応じる裁判員 とは、裁判所 の参加する 刑事裁判に 関する法律（平 成16年法律 第63号）にい う裁判員であ る。証人とは、 裁判所等から 過去において 経験した事実 について報告 を命じられた	その都 度必要 と認め る期間	病気休 暇・特 別休暇 （別記 第2号 様式）	校長 特 休	特 休	特 別 休 暇 （そ の他）																																					

改正後							改正前																		
た第三者で、出頭、宣誓、供述等の義務を負っているものである。なお、人事委員会等が法令に定める事項に関して発する喚問に応じる場合も含むものである。鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。<u>参考人とは、行政不服審査法等にいう参考人である。被害者参加人とは、刑事訴訟法にいう被害者参加人である。</u>													第三者で、出頭、宣誓、供述等の義務を負っているものである。なお、人事委員会等が法令に定める事項に関して発する喚問に応じる場合も含むものである。鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。<u>参考人とは、犯罪捜査のため、捜査機関により調べられる者のうち被疑者以外の者をいう。</u>												
【略】							【略】																		
3～10 【略】							3～10 【略】																		

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の規定は、令和8年6月30日から適用する。

主な行事・会議結果報告（6月18日～7月15日）

【教育総務課】

- ・6/24 市議会閉会日
- ・7/13 京都市府市町村教育委員会連合会三役会・幹事会合同会議

【教育施設課】

- ・7/4 長法寺小学校放課後児童クラブ建替計画についての、近隣住民への説明会を開催。
- ・7/6 神足、長六小、長七小、長十小の4校について、体育館空調の新設工事に伴い、2学期開始までの期間、体育館を使用停止。

【学校教育課】

- ・7/1 下校時パトロール（長岡第三小学校区）
- ・7/2 小中学校校長会議
- ・7/6～7/15 アーリントン訪日団長岡京市訪問

【生涯学習課】

- ・7/1 社会を明るくする運動

【中央公民館】

- ・6/23 市民と考える現代的課題講座「インバウンドの“長岡京モデル”構想」

【文化・スポーツ振興課】

- ・6/28 第58回京都府スポーツ推進委員研究大会
- ・7/2 部活動地域展開検討委員会

【文化財保存活用課】

- ・6/22 長岡京市まちなかミュージアム“れきしる長岡京”見学会

【図書館】

- ・7/6 ～ 7/14 トイレ排水管の修繕に伴う臨時休館

【教育支援センター】

- ・6/19 いじめ防止出前授業（長岡中学校、長岡第二中学校）【スタンドバイ(株)】
- ・7/2 アゼリアひろばスポーツ体験活動 西山体育館

【北開田児童館】

- ・6/25 救急救命講習
- ・6/26 子育てサロン「遊びの広場」
- ・7/1 子育てサロン「キッズナにあつまれ～with たんぽぽ」
- ・7/15 子育てサロン「キッズナにあつまれ～with たんぽぽ『からだを使って遊ぼう！Ver.』」

主な行事・会議予定（7月16日～8月26日）

- ・7/17 小中学校 1学期終業式
- ・7/30～8/2 若葉カップ
- ・8/1 文化ゾーンリノベーション基本計画キックオフイベント
- ・8/21 第39回長岡京市中学生英語暗唱大会
- ・8/26 小中学校 2学期始業式